5　経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

「指標の種類」の欄には、事業分野別指針で定められた指標がある場合は、当該指標を記載することとし、定められていない場合は、労働生産性を記載すること。

労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものを用いること。

なお、計画期間が終了した時点での労働生産性の値は正とすること。

6　経営力向上の内容

⑴　「⑴現に有する経営資源を利用する取組」「⑵他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組」の欄は、それぞれ該当する取組の有無について「○」で囲むこと。

⑵　「⑶具体的な実施事項」の欄は、「４　現状認識」等に記載した内容を踏まえ、経営課題の解決に資することを明確化し、具体的に記載すること。

⑶　「⑶具体的な実施事項」の欄のうち、「実施期間」の欄は、「実施事項」の欄に記載した内容を踏まえて具体的に記載すること。

⑷　経営力向上計画に係る事業の属する事業分野において事業分野別指針が定められている場合には、各実施事項について、当該事業分野別指針の該当箇所を記載すること。

⑸　「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第２条第10項各号に掲げる措置（第２条第２項に規定する事業又は資産の譲受けを除く。）のうち該当するものについて記載すること。

⑹　実施事項が新事業活動に該当する場合は、「新事業活動への該非」の欄に「○」を記載すること。なお、新事業活動とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。

⑺　項目数が足りない場合は、列を追加すること。

⑻　実施期間終了時に、記載された実施事項の実施状況及び目標の達成状況の報告を求める場合がある。

7　経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

⑴　経営力向上計画の実施に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。

⑵　「実施事項」の欄には、「６　経営力向上の内容」の実施事項ア、イ、ウ等との対応関係を記載すること。

⑶　同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

⑷　「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載すること。

⑸　中小企業等経営強化法第22条第６項に規定する保証を受けようとする場合には、中小企業等経営強化法施行規則第17条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「純資産の合計額」及び「ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率」の欄に数値を記載するとともに、「証明書等」の欄に、当該書類の名称又は当該要件に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。

⑹　項目数が足りない場合は、列を追加すること。

8　経営力向上設備等の種類

⑴　経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得する場合に記載すること。

⑵　「実施事項」の欄には、「６　経営力向上の内容」の実施事項ア、イ、ウ等との対応関係を記載すること。

⑶　「利用を想定している支援措置」の欄には、申請段階において利用を想定している支援措置について記載すること。

⑷　「所在地」の欄には、当該設備等が所在する場所を都道府県名及び市町村（特別区を含む。）名により記載すること。

⑸　「設備等の種類」の欄には、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備並びにソフトウエア等の減価償却資産の種類を記載すること。

⑹　経営力向上設備等を取得する場合には、中小企業等経営強化法施行規則第16条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「証明書等の文書番号等」の欄に、当該書類の名称又は文書番号等当該設備等に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。

⑺　「設備等の種類別小計」の欄には、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載すること。

⑻　項目数が足りない場合は、列を追加すること。

9　特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位

⑴　特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位であって、承継等特定事業者等が承継しようとするものがある場合には、当該特定許認可等に基づく地位を記載すること。

⑵　項目数が足りない場合は、列を追加すること。

10　事業承継等事前調査に関する事項

⑴　「事業承継等事前調査の種類」の欄には、法務、財務・税務等の調査の種類を記載すること。

⑵　「実施主体」の欄には、実施する予定の事業承継等事前調査について、当該調査を実施する者の所属及び氏名を記載すること。

⑶　「実施内容」の欄には、事業承継等事前調査の内容について記載し、当該調査の内容を補足する書類を添付すること。

⑷　項目数が足りない場合は、列を追加すること。

11　事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容

⑴　事業承継等に伴い不動産の譲受け又は取得を予定しているときは、当該不動産の内容について記載すること。

⑵　「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第２条第10項各号に掲げる措置（第２条第２項に規定する事業又は資産の譲受けを除く。）のうち該当するものについて記載すること。

⑶　合併・分割に伴う不動産については、「事業又は資産の譲受け元名」の欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名を明記する。

⑷　項目数が足りない場合は、列を追加すること。